

第 8 9 号議案

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

加東市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
（部分休業の承認） 第 1 8 条 〔略〕 2 労働基準法第 6 7 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第 1 7 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児	（部分休業<u>等</u>の承認） 第 1 8 条 〔略〕 2 労働基準法第 6 7 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第 1 7 条の 2 第 1 項の規定による介護時間<u>（以下「介護時間」という。）</u>の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1

時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 〔略〕

〔新設〕

日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 〔略〕

第18条の2 前条の規定による部分休業の承認のほか、任命権者は、公務の運営に支障がないと認める場合において、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。）を所持する子、特別支援学校に通学する子又は特別支援学級に在籍する子であって、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育する職員が請求したときは、その子を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときは、1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことを承認することができる。

2 次に掲げる職員は、前項の規定による請求をすることができない。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）

3 第1項の規定による承認は、規則で定めるところにより、職員の子を養育するために必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

4 介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1項の規

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 19 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 25 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 16 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第 8 条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地公法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。）についてはその勤務しない 1 時間につき、同条例第 7 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額又はパートタイム会計年度任用職員（地公法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。）については同条例第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第 20 条 第 13 条の規定は、部分休業について準用する。	<u>定による承認については、1 日につき 2 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> (部分休業等をしている職員の給与の取扱い) 第 19 条 職員が部分休業の承認又は前条第 1 項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 25 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 16 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認又は前条第 1 項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第 8 条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地公法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。）についてはその勤務しない 1 時間につき、同条例第 7 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額又はパートタイム会計年度任用職員（地公法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。）については同条例第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して支給する。 (部分休業等の承認の取消事由) 第 20 条 第 13 条の規定は、部分休業及び第 18 条の 2 第 1 項の<u>規定による休業</u>について準用する。
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 9 号議案 要旨

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

障害を持つ子を養育する職員が、仕事と子育てを両立しながら職務に専念できる働きやすい職場づくりを構築し、もって職員の確保及び任用の継続を維持・推進するため、育児部分休業制度を拡充するものである。

2 改正内容

- (1) 障害を持つ子であって満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるものを養育する職員が、1 日につき 2 時間を超えない範囲で休業を取得できる旨を定めること。（第 1 8 条の 2 関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第 1 8 条、第 1 9 条及び第 2 0 条関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日